

- 【返還金振込先】
- 【金融機関名】
- 【口座種別】
- 【口座番号】
- 【フリガナ】
- 【口座名義人】
- 【提出物件の目録】
- 【物件名】

〔備考〕

- 1 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載する。
- 2 「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、意匠登録願、手続補正書、出願人名義変更届、期間延長請求書、審判請求書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。
- 3 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。
- 4 「【適正納付金額】」の欄には、当該手続書類において適正に納付すべき手数料の額を記載する。ただし、意匠法第68条第2項において準用する特許法第18条の2第1項の規定による却下処分に係る場合は、「【適正納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する手数料の額を記載する。
- 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、6から11まで及び13から20まで、様式第9の備考1並びに様式第20の備考3、4、8及び9と同様とする。

（商標法施行規則の一部改正）

新四條 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第13号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第八項」を「第九項」に改める。

第六條の次に次の一條を加える。

（出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出）

第六條の一 商標法第九條第二項の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第十の二によりしなければならない。

第十八條第三項中「商標法第四十條第五項」を「商標法第四十條第四項」に、「同法第四十條第五項に規定する国等」を「国」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（既納の登録料の返還の請求の様式）

第十八條の一 商標法第四十二條第一項又は第六十五條の十第一項の規定による登録料の返還の請求は、様式第二十一によりしなければならない。

（過誤納の手数料の返還の請求の様式）

第十八條の三 商標法第七十六條第七項の規定による手数料の返還の請求は、様式第二十三によりなければならない。

第二十二條第一項中「第九條第四項」の下に「、第十一條の五第二項」を加え、若しくは第三項前段」を「、第三項前段若しくは第四項前段」に、「様式第六十一の五」を「様式第六十一の二」に改め、同條第四項中「第二十六條第二項、第二十七條」を「第二十六條第二項、第二十七條第一項から第三項まで」に、「第五十九條第六項」を「第五十九條第五項」に、「第七十六條第五項」を「第七十六條第四項」に改め、「同項中「回送第七條第四項」とあるのは「商標法第四十條第五項」を指す。

様式第二の備考5中「第76條第7項」を「第76條第6項」に改め、同様式の備考28中「特例法施行規則」を「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」とし、）」に改め、同様式の備考29中「国等」を「国」に改める。

様式第十の次に次の一様式を加える。

様式第10の2（第6條の2関係）

【書類名】 出願時の特例証明書提出書

（提出日） 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】 出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書 1

〔備考〕

- 1 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、13から15まで、18、20、23、25及び34から38まで並びに様式第10の備考1、2及び5と同様とする。

様式第十一の備考3中「第76條第7項」を「第76條第6項」に改める。

様式第十一の備考5中「第40條第7項」を「第40條第6項」に改め、同様式の備考20中「国等」を「国」に改める。

様式第十五の備考5中「国等」を「国」に改める。

様式第十五の二の備考1及び同様式の備考12の八中「第76條第7項」を「第76條第6項」に改める。

様式第十七の備考9中「第40條第7項」を「第40條第6項」に改め、同様式の備考10中「国等」を「国」に改める。

様式第十八の備考1中「国等」を「国」に改め、同様式の備考2中「第40條第7項」を「第40條第6項」に改める。

様式第十九の備考2中「国等」を「国」に改める。